

警察庁組織令の一部を改正する政令要綱

- 一 長官官房に置かれる参事官の数を五人とする。(第五条関係)
- 二 刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官の所掌事務を変更する。(第三十条関係)
- 三 長官官房に期限を限って置く参事官の設置期限を撤廃する。(附則関係)
- 四 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、二は、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律(平成二十六年法律第五十七号)の施行の日から施行する。(附則関係)